

業務従事期間証明書を作成する法人または事業者代表者の方へ

業務従事期間証明書は、以下の受験資格を十分確認した上で、勤務記録等の根拠書類を基に作成してください。

受験資格は、試験の前日までに（１）または（２）の期間が通算して5年以上かつ900日以上あることが必要です。

（１）法定資格を取得している者が当該資格に基づき当該資格に係る業務※に従事した期間

【法定資格一覧】

（医師系） 医師、歯科医師

（医療系） 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）

（福祉系） 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士

※要援護者に対する直接的な対人援助業務である必要があります。教育、教育などの直接的な対人援助業務でない場合は、業務従事期間に算入できません。

（例：看護師資格を有し、看護学校等で講師をしていた期間は算入できません。）

※法定資格に基づく業務である必要があります。

（例：介護福祉士資格を有し、生活相談員として相談援助業務を行っていた期間は算入できません。）

※法定資格を取得前の業務従事期間は、受験資格の期間・日数に算入できません。

（例：介護福祉士資格を取得前の介護業務の期間は、算入できません。）

⇒資格取得後の業務従事期間のみ証明してください。

（２）相談援助業務に従事する者（下表）が当該業務に従事した期間

施設等において**必置とされている**相談援助業務に従事する者

業務従事コード	規定
801	<u>特定施設入居者生活介護の生活相談員</u> 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
802	<u>地域密着型特定施設入居者生活介護の生活相談員</u> 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員

803	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の生活相談員</p> <p>介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員</p>
804	<p>介護老人福祉施設の生活相談員</p> <p>介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員</p>
805	<p>介護老人保健施設の支援相談員</p> <p>介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員</p>
806	<p>介護予防特定施設入居者生活介護の生活相談員</p> <p>介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員</p>
807	<p>計画相談支援の相談支援専門員</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員</p>
808	<p>障害児相談支援の相談支援専門員</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員</p>
809	<p>生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号）別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに基づく主任相談支援員</p>

【記載に関する注意事項】

- ・業務従事期間の日換算については、1日の従事時間が短い場合についても1日従事したものとみなします。
- ・既に廃止になっている施設、事業所等に従事した期間がある場合で、業務従事の時期が古く就業状況等に関する書類が当該事業所等に保管されていないこと等により業務従事期間の証明が不能な期間があるときには、当該期間は、業務従事期間に算入できません。
- ・業務従事期間は、原則として直近の従事業務からさかのぼって算入してください。
- ・業務従事期間には、育児休業、病気休業等の期間を算入できません。ただし、産前産後休暇については、算入できます。

業務従事期間証明書は、受験資格を十分確認した上、勤務記録等の根拠書類をもとに作成してください。過去に受験資格を誤って証明されたケースがありましたので御注意ください。

なお、受験資格がないにもかかわらず、受験し、合格した場合は、合格の取消しとなります。